

保護者の心に寄り添う支援

～育児困難を虐待に発展させない～

大阪府子ども虐待防止アドバイザー／子ども家庭サポーター

茨木市市政顧問

辻 由起子 さん

人権保育専門講座6は、昨年度に引き続き、大阪府子ども虐待防止アドバイザーであり、茨木市の市政顧問も務めておられる辻由起子さんに「保護者の心に寄り添う支援」と題して、伊勢庁舎・名張市役所・鈴鹿庁舎の3会場でご講演いただきました。3回の講座に、84名の方にご参加いただきました。



【当日資料より】

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第11次報告） 厚生労働省

H25.4.1～H26.3.31

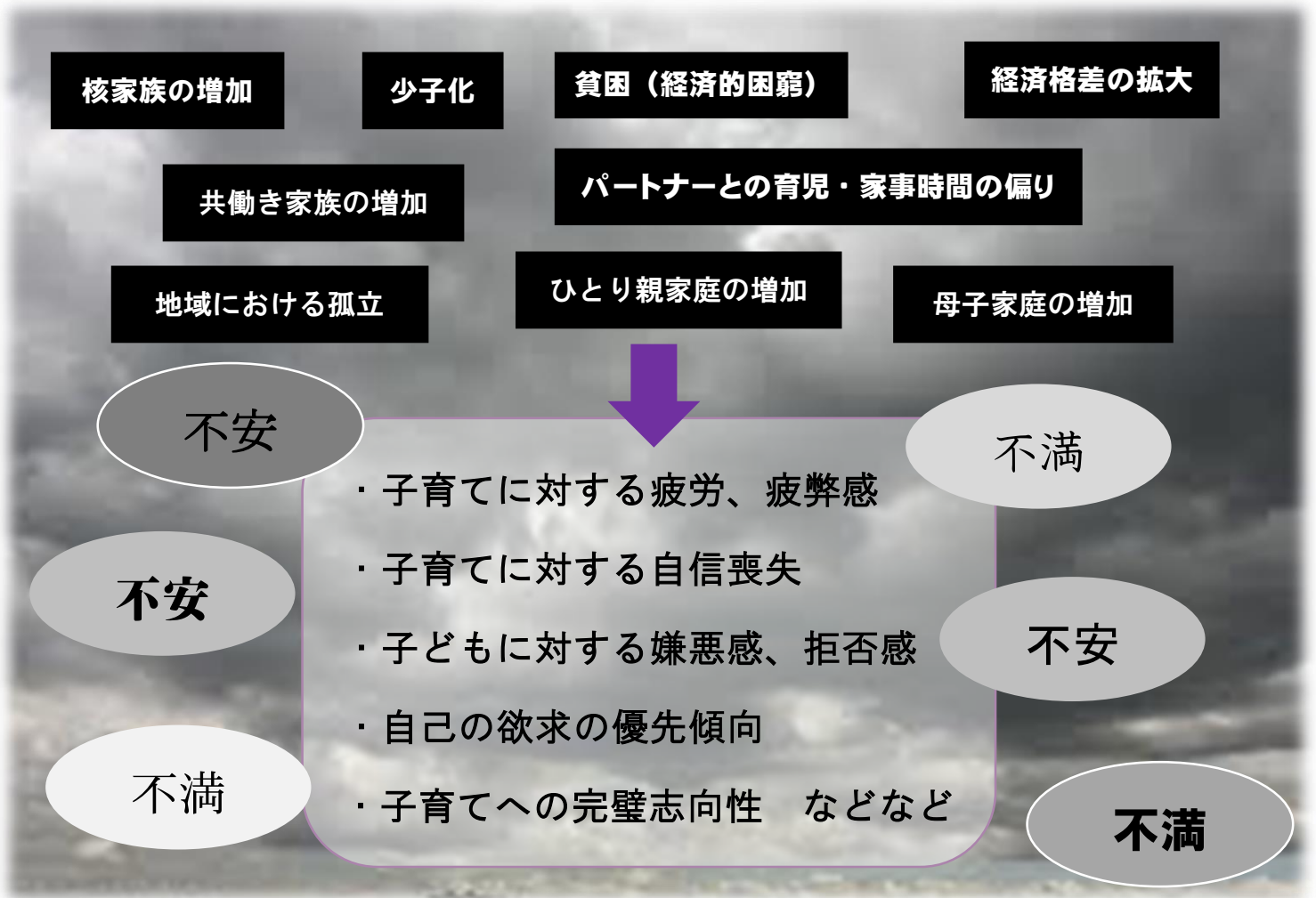
	虐待死	心中（未遂含む）	計
例数	36件	27件	63件
人数	36人	33人	69人

- ・ 0歳児がもっとも多い
- ・ 昨年度は51人

虐待相談対応件数（児童相談所）

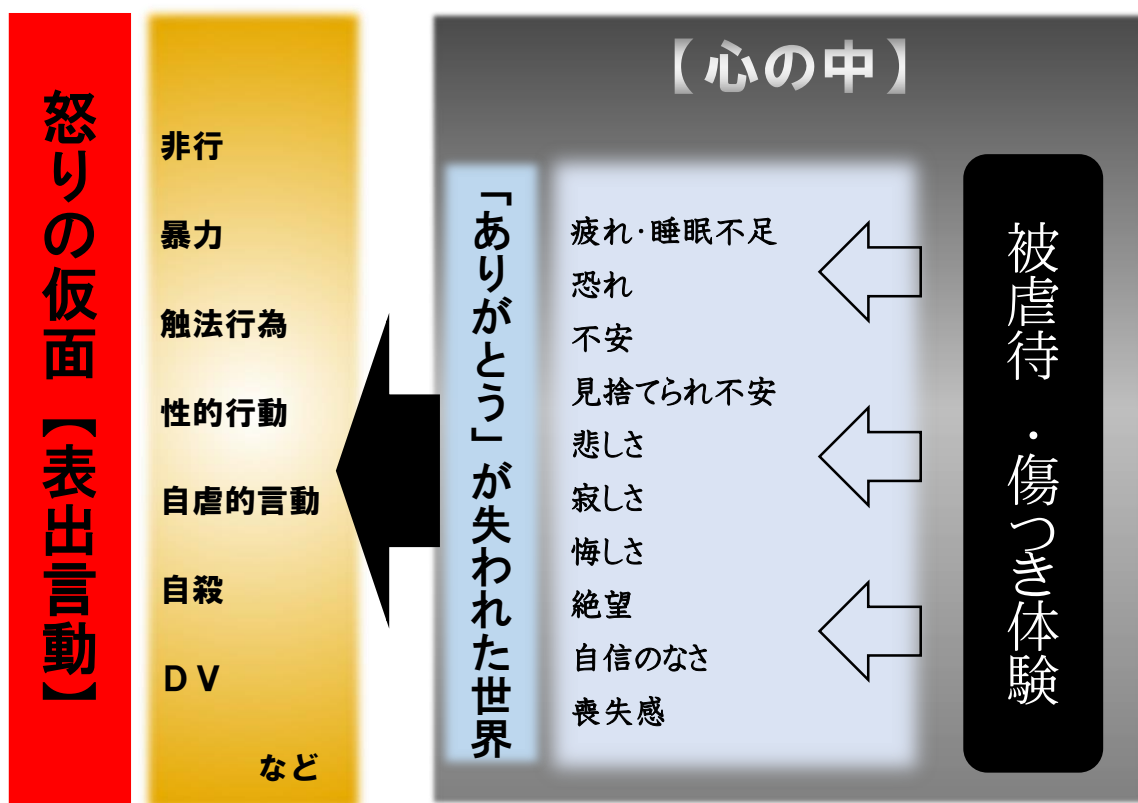
件数	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
全国	37,323	40,639	42,664	44,211	56,384	59,919	66,701	73,802	88,931
三重県	524	527	395	541	858	930	1,022	1,117	1,112

こうした現実の背景に、育児不安・育児困難を生じさせているさまざまな社会の問題があります。



「虐待」という一つの表出言動の背景に、

「ありがとう」が失われた世界に陥ってしまっている保護者のくらしがみえてきます。



《辻さんに寄せられてくる最近の悩み相談で特に多いもの》

- ・初めての子育てで、どうしていいかわからない。
- ・虐待通報されない育児をしようと人の目を気にしながらがんばっているが、疲れた。
- ・自分がしていることが、しつけか虐待か、自分ではわからない。
- ・「これでいいですか?」「間違っていないですか?」

とにかく不安でしかたがない保護者の思い



こうした親たちが生きる力を取り戻すには!

【辻さんのお話から】

生きる力を取り戻させるには、**受容**と**共感**が大前提です。当然、子どもに暴力を振るったり、暴言を浴びせてしまうなどの行為は受容できるものではありませんが、行為を否定しても、**決して人格を否定しない**ということが大切です。

「殴ってしまうまで追い詰められていた」「苦しかった」という思いに、自分の経験と重ねて共感し、相手の人格を100%信頼し、受け入れるようにしましょう。

人は他者に認められ、信頼され、「ありがとう」と言ってもらうことで、自己肯定感を高めていくことができます。自分のことが好きだと思えたとき、子どものことを愛することができるのです。自分のことが好きではないのに、人を愛するというのは、その人への「依存」であり、本当の「愛」とは言えないと思っています。

● 自己肯定感

● 他者への信頼・愛 ♡

● 承認

がんばったことを認める

● 受容・共感

行為は否定しても人格は否定しない

まとめに代えて . . .

支援をするときに気をつけたい点

- 否定、批判は一切しない。

(受容と共感が原則。話を聞き、褒め、認める。表情と心を意識して、相手と同じ立場で考える)

- 人が「つらい」と感じる基準は人それぞれ。自分の常識・価値・基準を押しつけない。

(習っていないし、慣れ親しんでいないから、何が正しいかを知らないだけ)

- 話をしてくれたら、「ありがとう」と感謝を伝える。

(他人に、SOSを発信するのは、勇気のいること！)

- 配慮はしても、遠慮はしない。(行為を否定しても、人格は否定しない)

- 態度は言葉よりも雄弁。聞くとき、話すときの態度を意識する。

- 一人で抱え込まず、チームで動く。

- 「見張る」のではなく、見守りを。 まずは笑顔であいさつから。

【参加者の感想】

- ・すべて児童相談所に頼るのではなく、一人ひとりが力を出し合って、よくしていこうとすることの大切さを知りました。園にもち帰って、一人でも多くの職員の意識を高めていきたいと思いました。
- ・辻先生の今日の話から、子どもの自己肯定感を高めるだけでなく、保護者の気もちによりそい、話を聞かせてもらえるかわりを、これから保育所でもどのように取り組んでいくとよいのか、少し明確になりました。職員みんなで、また研修の機会がもてるとよいと思いました。
- ・とても分かりやすく、困っている方々の気もちを受け入れ、どうすればよいか提案していくことが大切だと思いました。困っている方々が笑顔で過ごせる時間が増えるよう、今日、聞かせていただいたことをこれから活かしていきたいと思います。仕事での参加でしたが、母親としての思いもあるなか、自分の家庭を考えると、反省することばかりでした……。感謝する気もち、そして、家族と仲良く、子どもたちが学校の友だちを笑顔にできるように、毎日を笑顔で過ごしていきたいと思いました。
- ・テレビや新聞などで耳にしていた虐待。本当に今までは「この親はなんで？」と思っていましたが、つながり合うこと、子どもだけでなく親も守っていくことが大切だと本当に思いました。虐待しようと思って子どもを産んだわけじゃない。一人ひとり、まわりの人とのつながりを大切に、本当、みんなが幸せにすごせたらと思いました。
- ・子どもたちと毎日かかわっているなかで、家庭に対する支援の難しさを感じていました。生活リズムが整わない、生活習慣が身につかない…など、こちらから「してください」とお願いするこ

とが多く、伝え方も難しいです。子どものためと思って押しつけてしまうことも多かったと思い、保護者の背景も捉えるべきだと思いました。

- ・これまでの体験を話していただき、心を打たれました。自分自身が今、いかに恵まれているか考えました。保育に就いている今、一人ひとりの子どもたちの環境はちがうので、「親ならこうあるべき」という見方を考え直し、柔軟に対応したいと思います。子どもや保護者が幸せになるため動いている先生の姿は、とても刺激的でした。自分のできることは、クラスの子どもたちが安心できるクラスづくりだと思いました。
- ・「母親だからつらい、苦しい」という思いに共感し、声をかけたり力になることができる保育士という立場の対応は、とても影響力があり責任重大だなと改めて感じました。「頑張れ」という言葉はよく言ってしまうがちですが、頑張っている人に「頑張れ」という言葉は言わないようにしていきたいと思います。頑張っていることを認める言葉がけをし、SOSを出している人の心の支えになれる一人として保育士という立場を自覚してつとめていきたいと思いました。「人に優しくされたり、愛されると、自分も周りの人に優しくでき、愛することができる」。当たり前のことのようにですが、子どもたちにもたっぷりと愛情をもってかわわり、人に優しくできる子になってもらえるようにしたいです。



伊勢会場



名張会場



鈴鹿会場

本講座には、三重県児童相談センターの市町支援プロジェクトチーム 担当室長である藤田耕治さんにお越しいただき、**三重県の児童虐待の現状やその対応（虐待を防止し、子どもたちの安全を守るシステム）**についてお話しいただきました。

2015年度人権保育専門講座

児童虐待の現状と対応



児童相談センター



三重県の児童相談所

伊賀児童相談所



北勢児童相談所



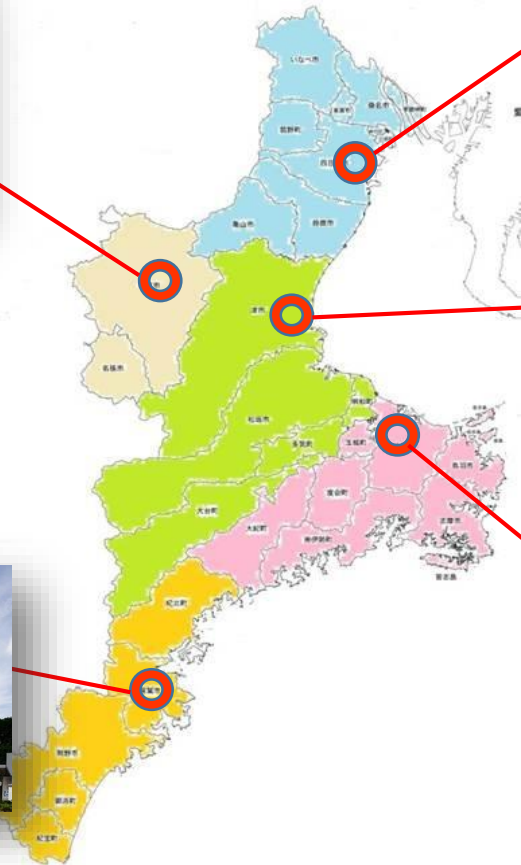
2F 児童相談センター各室
1F 中勢児童相談所



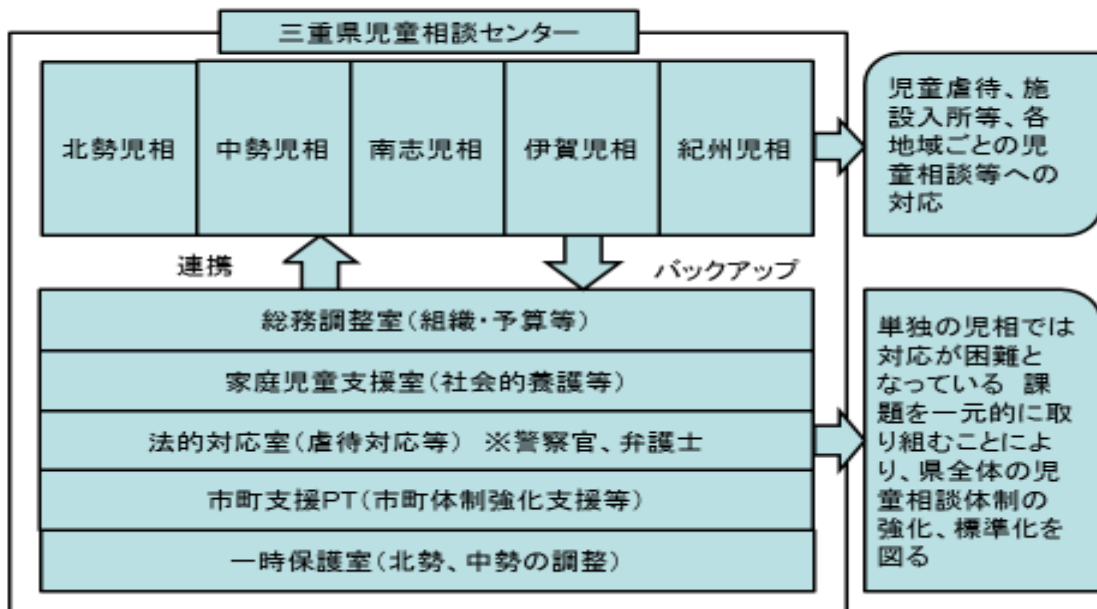
紀州児童相談所



南勢志摩児童相談所



県の児童相談体制



児童虐待の早期発見と通告の義務について

児童虐待の早期発見等 (虐待防止法第五条)

- 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にある事を自覚し、児童虐待の**早期発見**に努めなければならない。



通告 (第六条)

- 児童虐待を受けたと**思われる**児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所 (以下 略) に**通告**しなければならない。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告する義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない

(すべての国民の義務)

児童の安全確保を最優先した対応

児童の安全 > 保護者との関係

ケガの原因、加害者の究明に固執しない



辻さんのお話にもあったように、
子どもの安全を脅かす行為に対しては
毅然と対応しなければなりません、
「虐待をしてしまったひどい親」と、
保護者自体を否定することがあっては
なりません！

藤田さんから、最後に、虐待防止に努める意義について、以下のことを伝えていただきました。

- ◆ 通告は親子を支援するためのものであり、親を犯罪者にするためではない
- ◆ 虐待対応は、子どもを守るためにする
- ◆ 虐待対応は、虐待に到らざるをえないほど追い詰められた親も守ることになる

社会全体で子ども（親も）が安心して生活できる地域をつくっていきましょう